

私立医科大学臨床検査技師会会則

(名 称)

第 1 条 名称は、私立医科大学臨床検査技師会
(以下、技師会と略す)とする。

(事務所)

第 2 条 技師会の事務所は会長の定める施設
に置く。

(目 的)

第 3 条 技師会の目的は、全国の私立医科大学、
及び大学医学部等に勤務する臨床検査技師の学
術、技術の向上をはかるとともに、会員相互の
情報交換を深め、もって私立医科大学及び大学
医学部等の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 技師会は前項の目的達成のため、次の
事業を行う。

1. 学術研修会の開催
2. 会誌の発行
3. その他、必要な事業

(会 員)

第 5 条 技師会の会員は、全国の私立医科大学
病院、及び大学医学部附属病院等に勤務する臨
床検査技師をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 技師会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 常務理事
会 計 1名 学 術 2名
庶 務 1名 公 報 2名
4. 理 事 3名
5. 監 事 2名

(役員を選出)

第 7 条 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第 8 条

1. 会長は技師会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき
は、その職務を代行する。
3. 常務理事は会務を執行する。
4. 理事は必要会務を行う。
5. 監事は会務、及び会計等を監査する。

(役員の仕事)

第 9 条 役員の仕事は 2 年とする。再任を妨げ
ない。但し、会長、副会長は任事を 3 期までとす
る。なお、役員に欠員を生じた場合の任事は、前
任者の残任期間を後任者に委任する。

(会 議・議 決)

第 10 条 技師会は毎年総会、及び役員による
理事会を開催する。

1. 総会は、会員の過半数 (出席者、及び委任状)
をもって成立する。
2. 理事会は、役員の仕事の過半数の出席をもって成立
する。
3. 議決は、出席者の過半数をもって決する。

(会 費)

第 11 条 技師会の会員は、別に定める会費を
納入しなければならない。会費は前納制とする。
なお、一度納入した会費はその理由に関わらず
返還しない。

(入 会)

第 12 条 技師会に入会しようとする者は、別
に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の
議を経て承認を受けなければならない。

(退会及び除名)

第 13 条 会員が技師会を退会しようとするとき
は、退会届を会長に提出しなければならない。
但し、退職したときは、退会したものと見做す。
なお、会費の納入を怠った者、及び技師会の名
誉を著しく傷つけた者は理事会の議を経て除名
することができる。

(慶弔規程)

第 14 条 会員および名誉会員の慶弔規程を以
下に定める。死亡報告時: 弔電

(付 則)

第 15 条

1. 技師会の会費は年額 2,000 円とする。
2. 技師会の賛助会費は年額 30,000 円とする。
3. 技師会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年
3 月 31 日までとする。
4. 旅費規程を別に定める。
5. 謝金等に関わる規程を別に定める。
6. 技師会に顧問を置くことができる。
7. 技師会に名誉会員を置くことができる。
8. 技師会に施設連絡責任者を置くことができ
る。
9. この会則の改廃は総会で決定する。

10. 役員選出に関わる規程を別に定める。

技師会は昭和 59 年 3 月 18 日に発足

本会則は平成 3 年 4 月 13 日に一部改正

本会則は平成 4 年 4 月 11 日に一部改正

本会則は平成 6 年 4 月 22 日に一部改正

本会則は平成 7 年 4 月 21 日に一部改正

本会則は平成 8 年 4 月 19 日に一部改正

本会則は平成 16 年 4 月 23 日に一部改正

本会則は平成 22 年 4 月 23 日に一部改正

本会則は平成 25 年 4 月 19 日に一部改正

本会則は平成 28 年 4 月 22 日に一部改正

本会則は平成 29 年 4 月 21 日に一部改正

旅 費 規 程

区 分 支 給 基 準

交通費：普通車実費。但し、新幹線、特急、急行代は含むがグリーン車代は除く。

宿泊料：1泊の実費を支給。但し、15,000円を限度とする。

本規定は平成29年4月21日に一部改正

私立医科大学臨床検査技師会役員選任内規

私立医科大学臨床検査技師会の役員選出に関して、当分の間この内規によるものとする。

1. 役員推薦委員会を置く。
2. 役員推薦委員会の委員は理事会の役員以外から理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 委員の任期は2年とし再任は妨げない。
4. 役員推薦委員会の委員は5名とし、委員長
の選任は互選による。
5. 役員推薦委員会は次に掲げる事項を取り扱う。
 - 1) 役員選出に関する事項
 - 2) 選挙管理委員会及び立会人の委嘱
 - 3) その他役員選出に拘わる事項
6. 役員
の信任は総会で行う。
7. 本内規の改廃は理事会で決定する

附 この内規は昭和 59 年 10 月 3 日より発効する

附 この内規は昭和 63 年 2 月 28 日に改定

附 この内規は平成 26 年 5 月 25 日に改定

附 この内規は平成 28 年 4 月 22 日に一部改定